

# 舞鶴・パーム油発電所計画の合同会社

## 来月にも解散手続き

### 3者協議で表明 新出資者なければ

舞鶴市喜多の府有地に計画されているパーム油を使ったバイオマス発電所について、事業主体の合同会社を保有する外資系企業が、新たな出資者が6月末までに現れない場合、7月から合同会社の解散手続きに入るこ

とが13日、わかった。国<sup>(FIT)</sup>の固定価格買い取り制度を利用する計画だが、認定は合同会社が取得しており、事業が白紙になる公算が大きくなった。事業を進める市と日立造船が、同市喜多の舞鶴21ビルで開かれた、地元の喜多地区環境保全委員会との3者協議で明らかにした。発電所は、合同会社から委託を受けた日立造船(大阪市)が建設

・運営する予定。4月には、外資系企業が共同事業者の誘致や金融機関からの融資が困難なことなどを理由に、事業からの撤退を表明していた。日立造船によると、外資系企業から、事業を引き継ぐ出資者は現時点でないと聞いているという。大西寛治委員長(65)は「諦めずに訴えてき

た成果があった。計画が完全になくなった訳ではないので、問題点を引き続き調べていく」と話した。

同協議には、傍聴者も含め、82人が参加。

環境保全委員会のメンバーらが、発電所稼働に伴う窒素酸化物排出量や騒音の基準値などの問題点について指摘し、市などと議論した。(大西成美)

発電所計画の事業主体が、解散手続きに入る可能性を報告した3者協議(舞鶴市喜多・舞鶴21ビル)

